第十三条の見出し中「機械等」を「特定機械装置」に改め、同条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「並びに工場用の建物及びその附属設備で、障害者」を「で障害者」に、「製作し、若しくは建設した」を「製作した」に、「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に、「障害者使用機械等に」を「特定機械装置に」に、「百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）」を「百分の十二」に改め、同項ただし書中「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に改め、同条第二項中「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に改める。

第十三条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十三条の三を削る。

第十四条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十五条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第十九条第一号中「第十条の五の五」を「第十条の五の四の二」に改める。

第二十条を削る。

第二十条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「この項から」を削り、「通知する額」の下に「の百分の六十」を加え、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5　第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該確定申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6　第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下この節において同じ。）が当該個人の同項の特定災害防止準備金に係る事業を承継した場合において、当該相続人が、その死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないときは、その死亡の日における特定災害防止準備金の金額は、その被相続人（包括遺贈者を含む。）の当該年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二十条の二に次の二項を加える。

7　前項に規定する場合において、同項に規定する相続人が同項に規定する死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その死亡の日における特定災害防止準備金の金額は、当該相続人に係る特定災害防止準備金の金額とみなす。

8　前項の規定の適用を受けた者が同項に規定する個人の死亡の日の属する年分の所得税につき青色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、その却下の日における同項の特定災害防止準備金の金額は、その者の当該却下の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二章第二節第二款中第二十条の二を第二十条とする。

第二十一条を削る。

第二十条の三第七項中「第二十条第五項」を「前条第五項」に改め、同条第八項中「第二十条第六項」を「前条第六項」に改め、第二章第二節第二款中同条を第二十一条とする。

第二十二条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第二十四条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十五条第一項中「平成三十二年」を「令和五年」に改める。

第二十五条の二第三項中「第六十七条」を「第六十七条第一項」に改める。

第二十六条第二項第一号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加える。

第二十八条第一項第三号中「第十二条」を「（昭和四十八年法律第二十六号）第十二条」に改める。

第二十八条の二第一項中「提出するもの（」の下に「事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるものに限る。」を加え、「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第二十八条の四第四項中「規定する」を「定める」に改め、同条第六項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第三十条の二第一項中「平成三十二年」を「令和四年」に改める。

第三十一条の二第一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に改め、同条第二項第八号を削り、同項第八号の二を同項第八号とし、同項第八号の三を同項第八号の二とし、同項第十二号を削り、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の二を同項第十号とし、同項第十三号中「開発許可を受けて」を「都市計画法第二十九条第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。以下この号及び次号において「開発許可」という。）を受けて」に、「都市計画法」を「同法」に、「第八号の三」を「第八号の二」に改め、「又は前号」を削り、同項第十四号中「第八号の三」を「第八号の二」に改め、「若しくは第十二号」を削り、同項第十五号中「前三号」を「前二号」に改め、同項第十六号中「土地区画整理法」の下に「（昭和二十九年法律第百十九号）」を加え、「第十二号から前号まで」を「前三号」に改め、同条第三項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に、「前項第十二号」を「前項第十三号」に改め、同条第四項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改め、同条第五項中「第二項第十二号から第十四号まで」を「第二項第十三号若しくは第十四号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第七項中「第二項第十三号」を「第二項第十四号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第八項中「第二項第十二号」を「第二項第十三号」に改める。

第三十一条の三第一項中「まで」の下に「、第三十五条の三」を加える。

第三十三条第一項中「及び第三十五条の二第一項」を「、第三十五条の二第一項及び第三十五条の三第一項」に改め、同項第三号の二中「第七十九条第三項」の下に「の規定により施設建築物の一部等若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められたこと」を加え、「施設建築物の一部等又は建築施設の部分」を「建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権」に改め、「第七十一条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項第三号の三中「防災施設建築物の一部等」及び「防災建築施設の部分」の下に「若しくは防災施設建築物の一部についての借家権」を、「第二百三条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第三項中「資産（これらの号」を「資産又はその土地の上にある建物に係る配偶者居住権、第四号の場合にあつては同号に規定する権利（第二号から第四号まで」に、「が当該」を「がこれらの」に、「には、当該」を「には、これらの」に、「若しくは第二号」を「、第二号若しくは第四号」に改め、同項第二号中「、前号、」を「の規定、前号の規定若しくは」に改め、「、これらの資産」の下に「若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権（当該配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利を含む。以下この号及び次号並びに次条第一項第一号において同じ。）」を、「又はこれらの資産」の下に「若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権」を加え、同項第三号中「当該資産」の下に「又はその土地の上にある建物に係る配偶者居住権」を加え、同項に次の一号を加える。

四　配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地等が第一項第一号、第二号、第三号の二若しくは第三号の三の規定若しくは第一号の規定に該当することとなつたことに伴い当該土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価値が減少した場合又は配偶者居住権の目的となつている建物が同項第一号、第二号若しくは第五号の規定に該当することとなつたことに伴い当該建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅した場合において、これらの権利の対価又はこれらの権利の損失に対する補償金で政令で定めるものを取得するとき（第二号に掲げる場合又は政令で定める場合に該当する場合を除く。）。